**大阪府障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みについて**

**資料１**

大阪府障がい者自立支援協議会では、平成29年度より、地域自立支援協議会を核にした「地域ネットワークの構築」を軸に、地域自立支援協議会が抱える課題の解決に向け、大阪府障がい者相談支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）との連携による地域支援の取り組みを実施している。

今年度行ったヒアリング結果の報告及びこれを踏まえた新たな派遣候補先（案）等は、以下のとおりである。

＜参考：大阪府障がい者相談支援アドバイザーとは＞

H19に地域自立支援協議会の設置支援を目的として創設。その後、各市町村における自立支援協議会設置や基幹相談支援センター設置を受け、基幹相談支援センターに対する後方支援や計画相談の完全実施に向けた後方支援等を目的に、地域の相談支援体制づくり、相談支援専門員のスキルアップ、協議会活性化のための助言等を行っている。

**１　地域自立支援協議会に対するヒアリングの実施**

**＜ヒアリング内容＞**

ヒアリングの実施に当たっては、地域自立支援協議会の目的・機能の理解、個別のニーズから地域課題の抽出、相談支援の役割分担等相談支援体制の整備等を引き続き確認するとともに、市町村における地域自立支援協議会の具体的な取り組みとその効果に関する状況を明らかにした上で、個別支援から地域課題への抽出プロセスが構築されている等の観点も考慮した。

また、障がい者計画において、令和5年度までに府内のほぼ全ての市町村が基幹相談支援センターを設置する目標としていることから、基幹相談支援センター未設置の市町村に対してもヒアリングした。

**＜ヒアリング結果＞**

上記の内容を踏まえ、計10市町村の地域自立支援協議会に対し、ヒアリングを実施した。なお、ヒアリング結果については後述のとおりである。

**２　アドバイザー派遣候補先　（案）**

ヒアリング内容等を踏まえ、アドバイザー派遣により地域協議会のさらなる活性化が見込まれると期待できる２地域自立支援協議会（泉大津市・忠岡町、羽曳野市）に対し、以下のとおり、アドバイザーの派遣を行うものとする。

|  |
| --- |
| **泉大津市・忠岡町** |
| **第１ 現状**＜相談支援体制＞〇　泉大津市・忠岡町は共同で地域自立支援協議会を運営するとともに、一般相談についても同じ相談支援事業所に委託している。〇　基幹相談支援センターはともに未設置であり、他分野等の関係機関との調整が必要な相談については、主に行政の職員が相談を受けて関係部署と繋がるよう調整をしている。＜地域自立支援協議会＞〇 地域自立支援協議会は、全体会、運営会議、権利擁護部会で構成されているが、近年の新型コロナウイルス感染症の影響によって、十分な開催ができておらず、令和2年度、3年度は書面開催となっている。〇　地域自立支援協議会の運営について、地域自立支援協議会の場で行政からの報告案件以外の取り組みが行えていない状況にあり、地域自立支援協議会の機能を十分に活用することできていない。**第２ 課題**〇　地域自立支援協議会の構成員が協議会の機能をよく理解し、地域自立支援協議会をよりよいものとするために共通の目標を常に持ち、官民双方が地域課題に対して前向きに取り組んでいけるよう、地域自立支援協議会の目的や役割を十分理解する必要がある。〇　職員が役割を担い過ぎているため、基幹相談支援センターを設置した上で、相談体制全体を見直すとともに、地域自立支援協議会のあり方を検討し、全体を見直したい。〇　相談支援活動等から見いだされる現状の社会資源では解決できない個別の支援課題を集約・分析し、地域課題として共有し、解決を図ることができるよう、取り組んでいけるかが課題である。**第３ 派遣理由**〇　地域自立支援協議会の参加者全員が主体的に参加し、共通の目標を持って地域課題の解決に取り組んでいけるよう、地域自立支援協議会の目的や役割・機能の理解を促進する。〇　アドバイザーが実情を把握した上で、基幹相談支援センターの設置を含めた相談体制全体の見直しを図るとともに、地域自立支援協議会の運営方法等について検討を行う。また、地域課題の抽出方法や抽出された課題を解決していけるよう、地域自立支援協議会の仕組みの構築等の助言を行う。 |

|  |
| --- |
| **羽曳野市** |
| **第１ 現状**＜相談支援体制＞〇　羽曳野市は、現在、基幹相談支援センター未設置であるが、市の障がい福祉計画において、令和5年度に設置することとしており、設置する方向で検討中である。〇　委託相談支援事業所は４事業所あり、身体・知的、精神、障がい児と得意分野がある。委託事業所間で困難事例の対応を調整することもある。〇　市が個別ケースにも入り各関係機関と調整している状況であることから、基幹相談支援センターの役割を果たしている部分もある。市内の相談支援専門員の数は増加していない一方で、計画相談の支援対象者数は増加している。＜地域自立支援協議会＞〇　地域自立支援協議会は、全体会、運営会議、部会（相談支援部会、地域移行・定着支援部会、日中・就労支援部会、事業所連絡会（居宅サービス事業所））で構成されている。〇　委託相談支援事業所が地域自立支援協議会の事務局を担っている。運営会議においては、委託相談支援事業所の４事業所で、各部会の進行状況を把握している。〇　当初は事業所間の横のつながりを作るという目的でサービス種別ごとに部会を設立したが、現在、設立当初の目的は達成されたと考え、２年前から部会の在り方の再構築を図っているところである。**第２ 課題**〇　地域連携による相談支援体制の充実・強化を図るために、基幹相談支援センター（現在設置を検討中）、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所等の役割分担の明確化と連携を進めることが重要である。そのため市は、地域自立支援協議会の枠組み等も活用しながら、市の実情に合わせ、どのような役割分担と連携が、相談支援体制を充実させるために効果的なのかを検討していく必要がある。〇　新任や経験の浅い相談支援専門員を地域で支えていくことができるよう、計画相談支援における「専門性の高い支援の実施、スーパーバイズ等」や「地域の相談支援に関わる人材の育成（研修の企画・実施等）」の取組をさらに充実させることが課題である。**第３ 派遣理由**〇　基幹相談支援センターの設置の検討に伴い、地域自立支援協議会の運営体制やその要となる相談支援体制の状況及び今後の方向性を確認することにより、市の実情に応じた適切な相談支援体制が整備できるよう、地域自立支援協議会の運営を支援する。〇　また、アドバイザーが相談支援部会等に参加し、地域自立支援協議会を通じた関係機関のネットワークの構築や身近な地域で職場を超えたスーパーバイズの機会の設置（相談支援専門員のスキルアップ）に向けて、相談支援体制に係る助言を行う。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **岸和田市** | 派遣開始 | 令和３年11月～ |
| 派遣回数 | １０回 |
| 派遣目的 | 協議会の運営支援 |
| 当初派遣決定理由 | 協議会は、地域の関係者が集まり、個別支援を通じて課題を抽出し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。　 現状の課題としては、運営会議が、地域課題について振り分けをするが、その課題の認識が不明確なまま定例会で検討されることや、会議自体が報告会になっている側面もあり、課題をあげても問題が大きすぎると、解決の方向性を示すことができないことがあげられる。現状地域課題の抽出と解決に向けた協議の場である協議会を十分に活用する流れができていない実情にある。　 また、令和3年10月から相談支援体制の再構築を行うにあたり、市内を6圏域に分けて、圏域ごとに相談支援事業所に委託して、各圏域に住む市民がより身近な地域で、障がいの種別に関わらず利用できる相談窓口を整備することとなった。喫緊の課題としてその運営があげられている。　そこで、相談支援体制の再構築を契機に、協議会の参画者全員がその機能を十分に理解し、地域の支援レベルを向上させるという共通認識を持って主体的な参加が出来るよう、協議会の仕組みや再構築等を図る。 |
| 具体的な支援内容 | 協議会全体の運営や方向性を協議している運営会議にアドバイザーが参画し助言を行っている。昨年度は、実際の運営会議における議論の様子等を確認し、議論内容やスケジュールの見える化を図るよう提案するとともに、協議会の課題に対する共通認識を持つことの重要性を伝えた。運営会議において、議論の見える化や議論の時間の確保のため、部会報告等に関して口頭ではなく、書面での報告が浸透しつつある。その結果、運営会議の参加者の意識が変わり、前向きで建設的な議論がなされるなど変化が現れてきている。また、令和４年7月、定例会の参加者が協議会の役割を再認識して、地域の現状や課題などの情報共有をできるよう、アドバイザーが協議会の役割を定例会にて講義した。なお、定例会での報告も書面により簡素化を図った上で、テーマを絞って議論することで各委員による活発な意見交換がなされた。 |
| 今後の見通し | 【今後の見通し】アドバイザーは、部会から課題を抽出し、運営会議で地域課題を整理・分析し、協議会の参加者で共有した上で、様々な角度から関係者が議論・検討できる仕組みづくりを目指していく。 |

**大阪府障がい者相談支援アドバイザー派遣　実施状況報告**

**【ヒアリングの主な内容】**

|  |
| --- |
| **箕面市** |
| ＜相談支援体制＞〇　箕面市は、直営で基幹相談支援センターを設置している。３つの委託相談支援事業所を設置し、指定特定相談事業所は13か所。委託相談支援事業所は障がい種別を問わず対応している。〇　昨年度まで基幹相談支援センターでサービス等利用計画のチェックやサービス調整等のケースワーク業務も行っていたため、基幹相談支援センターの本来業務の対応が困難な状況だった。今年度からケースワーク業務を別の課に移管することにより、総合相談、困難ケースや虐待通報への対応等本来業務に注力できるよう体制を変更した。＜地域自立支援協議会＞〇　地域自立支援協議会は、運営会議の下に３つの部会（相談支援部会、地域移行・定着支援部会、権利擁護部会）と就労系通所事業所情報交換会、事務局で構成されている。〇　地域自立支援協議会に全体会はないものの、各部会から出た課題を運営会議で報告・共有し、再び部会にフィードバックする流れとなっている。〇　地域自立支援協議会において、地域課題を集約・解決するためには、官と民の信頼関係が重要であるので、今年度からの基幹相談支援センターの新体制においても、一層の関係強化が必要であると考えている。 |

|  |
| --- |
| **寝屋川市** |
| ＜相談支援体制＞○　寝屋川市は、直営で基幹相談支援センターを設置している。各指定特定相談支援事業所の力量差があるため、基幹相談支援センターが困難ケースをどの指定特定相談支援事業所に振り分けるのかを判断することが難しい場合もある。○　指定特定相談支援事業所間で担当ケース数に差が生じているため、相談支援ネットワーク会議で研修や各相談支援事業所の情報共有等を実施することにより、まずは既存の指定特定相談支援事業所で、より多くのケースを担当できることを目指している。＜地域自立支援協議会＞○　地域自立支援協議会は、相談支援部会、障害児部会、就労支援部会、精神障害者部会、地域活動支援部会それぞれのワーキング会議、サブワーキング、専門会議と、全体会及び運営会議で構成されている。各事業所に困りごと等を聞いた上で、年度当初にワーキング会議等の計画を組み、ワーキング会議の中で地域課題を抽出している。また、継続的に取り組むべき課題については、個別にサブワーキングを設置している。○　障がい者相談支援事業の委託事業者について、相談支援機関としてその機能を十分に発揮できているか等について自己評価シート（自己評価の各項目を五段階で評価）に基づいて自己評価した上で、その結果を地域自立支援協議会全体会の場で報告している。 |

|  |
| --- |
| **枚方市** |
| ＜相談支援体制＞〇　枚方市には、７か所の委託相談支援事業所が設置され、管理者には地域自立支援協議会の幹事会のメンバーもおり、うち3か所は基幹相談支援センターの位置づけとなっている。〇　困難ケースについては、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所と市役所が連携して対応することが多く、基幹相談支援センターが委託相談支援事業所から相談を受けるというより、一緒に動くイメージ。〇　一方、指定特定相談支援事業所と基幹相談支援センターや委託相談支援事業所のつながりが薄く、困難ケースを抱え込む傾向があることや、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所が受けた案件の指定特定への引継ぎが難しい状況となっている。顔が見える関係を構築した上で、移管できる仕組み作りや指定特定相談支援事業所の質の底上げが必要と考えている。〇　なお、市役所に健康・福祉・介護・子育て・障害・生活困窮などに関する総合相談窓口を設置しており、複合的な課題のケースについて一定対応している。＜地域自立支援協議会＞〇　地域自立支援協議会は、全体会、幹事会、５つの専門部会（①相談支援部会、②地域移行部会、③日中活動支援部会、④精神障害者地域生活支援部会、⑤就労支援部会）で構成されている。〇　全体会は、概ね年に１回開催してきたが、コロナの影響により令和元年・２年度の開催は見送られ、直近では令和４年１月に開催、開催内容として、委託相談支援事業所で対応した事例報告や1年間の部会の活動報告を行い、情報共有を図っている。また、各部会においては、テーマごとに委員を入れ替えるなど工夫をしながら、地域のニーズや地域課題を共有し、課題解決に向けて取り組んでいる。 |

|  |
| --- |
| **門真市** |
| ＜相談支援体制＞〇　門真市は、委託で基幹相談支援センターを設置し、２つの委託相談支援事業所を設置している。指定特定相談事業所は10か所。〇　相談支援関係機関（基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所）の役割分担について、それぞれの役割を明確にするため、整理をしているところ。〇　複合的な課題については、専用の窓口を設けている訳ではないが、地域のネットワークの強みを活かし、相談を受けた機関が地域のネットワークを通じて必要な支援機関に繋いでいる。困難なケースについては基幹相談支援センターや委託相談支援事業所が動いて対応している。＜地域自立支援協議会＞〇　地域自立支援協議会は、障がい者地域協議会（全体会）、サブ協議会、7つの専門部会から構成されている。地域の課題等をサブ協議会から意見を集約した上で、障がい者地域協議会（全体会）に意見を具申している。〇　全体会の事務局は市の障がい福祉課が担っており、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所は運営の一部をサポートしている。基幹相談支援センターは全ての部会に参加し、委託相談支援事業所も多くの部会に参加している。 |
| **柏原市** |
| ＜相談支援体制＞〇柏原市は、委託で基幹相談支援センターを設置している。委託相談支援事業所は障がい種別で４箇所設置している。基幹相談支援センターの委託先は委託相談支援事業所も受託している。〇　複合的な課題に対してはケース会議に各関係課が出席し、対応している。新規で複合的なケースの相談があれば、情報把握した日に各関係課と情報共有を図っている。＜地域自立支援協議会＞○　地域自立支援協議会は、全体会議、事務局会議、定例会、４つの部会（相談部会、日中・就労支援部会、子ども部会、くらし部会）で構成される。○　地域課題の抽出においては、各部会で地域の課題の抽出シートを用いて検討した課題を事務局会議で整理した上で、全体会に報告・提案するという流れである。地域課題の解決を図った事例として、支援学校との進路相談会の開催等がある。〇　定例会は、事務局会議の報告を受け、助言する機関であるが、主に研修やグループワークで事例検討する場となっており、課題によって構成員は流動的に変更する。各部会から全体会議の流れとは別となっている。〇　部会は、議論の場となり、内容も充実しているため、今後は課題を抽出し、解決する機能の更なる充実を目指している。 |

|  |
| --- |
| **泉佐野市** |
| ＜相談支援体制＞〇　泉佐野市は、基幹相談支援センターを設置（名称は「基幹包括支援センター」、運営法人は市町村相談支援事業も受託）し、５つの中学校区ごとに委託相談支援事業所（名称「地域型包括支援センター」）を設置している。基幹相談支援センターは、平成31年4月に高齢者の相談機関「地域包括支援センター」と統合している。〇　地域型包括支援センターは、障がい者虐待や地域の個別ケースの相談を担うとともに、障がい、高齢、生活困窮及び母子の４分野を対象とし、制度の狭間を生まないよう包括的に相談に応じている。高齢と障がいが絡むケースや8050問題などについて、支援の連携が図りやすくなっている。基幹相談支援センターでは、困難事例の相談や、地域型包括支援センターの後方支援をしている。〇　市の窓口も地域共生推進課に一本化し、障がい分野と高齢分野の部署が同じ課になったため、内部での連携をとりやすくなった。＜地域自立支援協議会＞〇　地域自立支援協議会は、令和2年3月に自立支援協議会と地域包括ケア会議が統合した。全体会には障がい、高齢、生活困窮及び母子等の分野が参加する。全体会の下に４分野合同の事務局会議があり、その下に自立支援協議会運営会議（事務局会議）も参画しており、基幹相談支援センターがその一員である。部会は４つあるが、稼働中は地域移行部会、相談支援専門員連絡会、就労支援部会の３つである。〇　相談員連絡会では、相談員から検討課題（障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行等）の提示があり、事例検討に取り組んでいる。 |
| **熊取町** |
| ＜相談支援体制＞〇　熊取町は、現在、基幹相談支援センター未設置であるが、今後、設置の可否を検討中である。〇　委託相談支援事業所は3か所。それぞれ身体・知的・精神に特化した事業所であるが、相談については３事業所ともに障がい種別を問わず応じている。〇　困難ケースや新規については町に連絡があることが多いが、委託相談支援事業所に連絡があった場合も町に情報共有されているため、町としてケース把握できている。＜地域自立支援協議会＞〇　地域自立支援協議会は、全体会、事務局、部会（相談支援部会、地域生活支援拠点等検討部会、精神障がい部会）で構成されている。地域課題の評価や認定まではできていないが、町としての強みの確認や社会資源が使えるか等を確認することにより、地域課題の検討をしている。〇　相談支援部会は、町のケースを担当している他市の相談支援事業所も参加が可能となっている。また、相談支援専門員が実際の現場で対応できるよう、実際の事例を検討するとともに、昨年度から相談支援従事者現任研修等の内容を活用することにより理解を深めている。 |

**3 その他の取り組み**

⑴ 地域自立支援協議会情報交換会の実施

地域自立支援協議会を対象とした会議において、研修会の実施や好事例の共有・意見交換等を行うことで、課題解決に向けた気づきを促すなど地域自立支援協議会の活性化をめざすために情報交換会を実施している。

　⑵ 第1回地域自立支援協議会情報交換会

日　時：令和４年7月19日（火）13時30分～16時

参加者：地域自立支援協議会　事務局構成メンバー等（31市町村、約６０名参加）

内　容：①地域自立支援協議会における基幹相談センターの役割（富田林市）

　　　　　　②地域課題から解決策に結びついた事例 （豊中市）

　　　　　　③個別課題から地域課題抽出までのプロセスと具体的内容

（大阪府障がい者相談支援アドバイザー）

④情報交換会（グループワーク）

ⅰ各地域自立支援協議会における基幹相談センターの役割

　　　　　　　ⅱ地域課題抽出のフロー

　　　　　　　ⅲ地域課題の解決へのプロセス

***【アドバイザー派遣　申込状況について】***

**【参考】**

**①茨木市**

|  |  |
| --- | --- |
| 依頼内容の種別 | １．協議会の運営支援　　２．相談支援従事者のスキルアップ３．その他 |
| 具体的な内容 | ○管内相談支援専門員のスキルアップのため、相談支援部会内で研修を企画しており、その中で５ピクチャーの考え方や具体的な実践例についてご講義いただきたい。○継続した人材育成が相談支援部会を中心に市として継続できるよう、主任相談支援専門員の活用や部会運営、人材育成の仕掛けについて助言いただきたい。 |

**②和泉市**

|  |  |
| --- | --- |
| 依頼内容の種別 | １．協議会の運営支援　　２．相談支援従事者のスキルアップ３．その他 |
| 具体的な内容 | ○個別の課題から地域課題を意識し、解決に向けた取り組みが出来るよう、部会運営の在り方や課題解決に向けた効果的な進め方について助言いただきたい。○今後、主任相談支援専門員を担っていくことが期待される、経験年数のある相談支援専門員が、主任相談支援専門員の位置づけや役割を理解できるような仕掛けについて助言いただきたい。 |

**③高槻市**

|  |  |
| --- | --- |
| 依頼内容の種別 | １．協議会の運営支援　　２．相談支援従事者のスキルアップ３．その他 |
| 具体的な内容 | ○「相談員の孤立の予防、質の維持・向上」を目的とし、自立支援協議会のケアマネジメント連絡会議において、グループスーパービジョンの実施を検討しており、その実施方法について助言をいただきたい。○また、市としてグループスーパービジョンを継続的に実施していけるよう、ケアマネジメント連絡会議の在り方や運営方法について助言をいただきたい。 |